

○益田市協働のまちづくり事業補助金交付要綱

平成27年6月25日

益田市告示第160号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市、地域団体及び地域住民が協働して取り組むまちづくり事業（以下「協働のまちづくり事業」という。）の推進を目的として、当該協働のまちづくり事業を提案し、及び当該提案に係る事業を実施する地域団体に対し交付する益田市協働のまちづくり事業補助金（以下「補助金」という。）について、益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 この要綱の規定による補助金の交付申請を行うことができる地域団体は、地域振興を目的として、地域住民等により自主的に結成された地域住民グループ、ボランティア団体又は特定非営利活動法人等の非営利団体（法人格の有無を問わない）とする。ただし、地域団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、当該申請を行うことはできないものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行うもの
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（候補者になろうとする者を含む。）、公職にある者又は特定の政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行うもの
- (4) その他、活動が公序良俗に反し、市長が不適當と認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助対象とする事業は、地域団体及び地域住民が計画段階から参画し、協働で実施する地域課題の解決、地域の活性化等に向けた活動であって、10万円以上の経費を要するもの（市が計画段階から参画する場合を含む。）とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象とする経費は、地域団体が実施する協働のまちづくり事業に係る経費のうち、別表に掲げるものとする。この場合において、当該補助対象経費の総額に千円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額を補助金の交付額とする。

- 2 補助金の上限額は、1事業につき300万円とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする地域団体は、市長が定める期間内に協働のまちづくり補助金交付申請書（様式）に事業計画書、収支予算書その他必要な資料を添付して、提出しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、補助金の交付に係る手続等については、規則に定めるところによる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月25日から施行する。

附 則（平成28年6月14日告示第137号）

この告示は、平成28年6月14日から施行する。

附 則（平成30年8月16日告示第241号）

この告示は、平成30年8月16日から施行する。

附 則（令和元年5月1日告示第1号）抄

（施行期日）

1 この告示は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第124号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第149号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日告示第310号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年9月29日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の各告示の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の各告示の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年4月1日告示第111号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月2日告示第132号）

この告示は、令和5年5月2日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第103号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日告示第59号）

この告示は、令和7年4月1日から告示する。

別表（第4条関係）

謝金（対象事業者の構成員に対する謝金は対象外）
旅費（事業実施のために真に認められる必要最小限の費用のみ対象とする。）
材料費及び消耗品費
食糧費（事業実施のために真に認められる必要最小限の費用のみ対象とする。）
印刷製本費
委託料（事業の全部委託は認めない。1事業につき、補助対象経費の1／2以

下の額を対象とする。)
使用料及び借り上げ料
通信運搬費
備品購入費（汎用性のあるものを除く。1事業につき、補助対象経費の1／2以下の額を対象とする。)
その他事業実施に必要と認められる経費

様式（第 5 条関係）

年 月 日

益田市長 様

申請人
住 所
団 体 名
代 表 者 名

協働のまちづくり事業補助金交付申請書

年度協働のまちづくり事業補助金の交付を受けたいので、協働のまちづくり事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 実施年度 _____年度
- 3 補助金申請額 _____円
- 4 添付書類
- (1) 協働のまちづくり事業実施計画書（別紙 1）
 - (2) 協働のまちづくり事業収支予算書（別紙 2）
 - (3) 金額積算根拠（見積書等）
 - (4) 事業内容が確認できる資料（図面、カタログ、企画書等）
 - (5) その他市長が必要と認める資料

5 申請担当者氏名

団 体 名	担当者名
連絡先	
E-mail:	

(別紙 1)

協働のまちづくり事業実施計画書

事業名			
事業実施団体	(名称) (代表者名) (構成団体、人数、世帯数等) (団体の目的) (活動の状況)		
事業の目的			
事業の概要	(実施場所) (内容)		
	市町村の役割		
	団体等の役割		
事業スケジュール	月	内 容	詳 細
事業の効果			
今後の展開			
事業期間	令和 年度～ 令和 年度 (年目)		
事業実施期間 (予定)	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日		

(別紙2)

協働のまちづくり事業収支予算書

事業費	収支 区分	科 目		金額(円)	摘 要 (積算根拠等を記載ください)
	収 入	補 助 金			協働のまちづくり事業補助金
		合 計			
	支 出	補助対象			
			小計		
		補助対象外			
小計					
合 計					
補助金申請額		円			